

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2024年9月号 (Vol.11)

弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 <a href="mailto:atsushi.okada@mhm-global.com">atsushi.okada@mhm-global.com</a>	弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 <a href="mailto:daisuke.tsuta@mhm-global.com">daisuke.tsuta@mhm-global.com</a>	弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 <a href="mailto:kaei.ro@mhm-global.com">kaei.ro@mhm-global.com</a>
弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 <a href="mailto:kohei.wachi@mhm-global.com">kohei.wachi@mhm-global.com</a>	弁護士 佐藤 真澄 TEL. 03 5293 4915 <a href="mailto:masumi.sato@mhm-global.com">masumi.sato@mhm-global.com</a>	弁護士 柳良 拓 TEL. 03 6266 8771 <a href="mailto:hiromu.nagira@mhm-global.com">hiromu.nagira@mhm-global.com</a>

1. 内閣官房：「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 これまでの議論の整理」の公表
2. 経済産業省：「IoT 製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」の公表
3. AIに関する政策アップデート
4. 総務省：「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 とりまとめ」の公表

## 1. 内閣官房：「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議 これまでの議論の整理」の公表

内閣官房に設置された「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」は、2024年8月7日に、「[これまでの議論の整理](#)」（以下「中間整理」といいます）を公表しました。同会議は、「国家安全保障戦略」（2022年12月16日閣議決定）に基づき、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるべく、当該分野における新たな取組みの実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うことを目的としています。

中間整理は、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③アクセス・無害化、④横断的課題の4つの部分から構成されており、それぞれにおいて今後検討が必要と思われる事項が列挙されています。例えば、①について重要インフラ事業者におけるインシデント報告義務化の必要性や、②について通信情報の利用と通信の秘密（電気通信事業法4条）の関係などがあります。

関連して、政府与党（自民党政務調査会）は、2024年9月3日に「[サイバー安全保障政策の方向性に関する提言](#)」をとりまとめ、法制化への気運が高まっています。これはあくまで中間的な整理に過ぎず、全て制度化されるとは限りませんが、今後の動向を注視する必要があります。

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

## 2. 経済産業省:「IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針」の公表

2024年8月23日、経済産業省は、「[IoT製品に対するセキュリティ適合性評価制度構築方針](#)」(本方針)を公表しました。本方針は、IoT機器の脆弱性を狙ったサイバー脅威が高まっていることを背景に、政府機関や企業等で調達するIoT製品について、共通の基準でセキュリティを評価・可視化すること等を目的とした評価制度について方針を定めています。

この制度では、適合性評価を受けた製品に対してラベルを付与し、政府機関等が必要なセキュリティ水準に合致するラベルが付与されたIoT製品を選定・調達することを推奨すること等が想定されています。求められるセキュリティ水準に応じて、IoT製品共通の最低限の脅威に対応するための基準(☆1)、IoT製品類型ごとの特徴に応じた基準(☆2~☆4)をそれぞれ定め、複数の適合性評価レベルを用いることとされています。

☆1の基準は、2024年半ばに制度開始の正式案内を行い、2025年3月に制度が開始される予定です。また、☆2以上の基準は、2024年度下期に一部のIoT製品類型に対する基準を作成し、2025年度下期以降に当該製品類型について制度の開始を目指すと考えられています。これらの基準は、今後、日本の市場における事実上の標準(そしてマーケティングツール)と位置付けられていく可能性があります。

## 3. AIに関する政策アップデート

日本政府におけるAI制度に関する議論が進展しています。2024年7月には、AI戦略会議の下、現行のソフトローに加えてAIを規制する法制度の在り方について、関係者へのヒアリングや海外の事例研究を通して検討することを目的として、[AI制度研究会](#)が設置されました。AI制度研究会は、2024年8月に2回会合を持ち、関係者からのヒアリングやAI政策の現状と制度課題について議論を進めており、2024年の秋には中間とりまとめを定めることが予定されています。

また、AIと著作権をめぐる動きとして注目されるのが、文化庁著作権課が2024年7月31日に公表した「[AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス](#)」です。当該資料は、近時、政府から公表されたガイドライン等(①文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会「[AIと著作権に関する考え方について](#)」、②内閣府知的財産戦略推進事務局「[AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ](#)」、③総務省・経済産業省「[AI事業者ガイドライン\(第1.0版\)](#)」)を踏まえたうえで、AI開発者、AI提供者、AI利用者、業務外利用者、それぞれの立場において、権利侵害を避けるためのリスク低減策、著作権者における権利を保全するための対抗措置として考えられるものを紹介しています。例えば、AI開発者の権利侵害のリスク低減策として、学習データである著作物と類似したものの生成を防止する技術的措置の採用を検討することなどが挙げられています。当該資料は法的拘束力を持つものではありませんが、生成AIに関わる当事者においては、参

## TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

照する意義が高いものであるといえます。

#### 4. 総務省:「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ」の公表

総務省は、2024年9月10日、デジタル空間上の偽・誤情報に関するリスク・問題を整理し、情報流通の健全性確保に向けた対策を提言する「[デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会とりまとめ](#)」と意見募集の結果を公表しました。

同とりまとめでは、SNS等の情報伝送プラットフォームサービスの普及を背景として、偽・誤情報の流通・拡散等のリスク、及びそれをもたらすアテンション・エコノミーやフィルターバブル等の構造的リスクが存在し、生成AI等の新たな技術やサービスの進展がこうしたリスクを増大させていることなどを指摘しています。

そのうえで同とりまとめでは、情報流通をめぐるリスク・課題への対応における各ステークホルダーの責務・役割を「基本理念」として整理・明確化し、総合的な対策として、①普及啓発・リテラシー向上、②人材の確保・育成、③社会全体へのファクトチェックの普及、④技術の研究開発・実証、⑤国際連携・協力、⑥制度的な対応を提言しています。特に⑥制度的な対応については、偽・誤情報に対するコンテンツモデレーションの実効性確保策として、大規模な情報伝送PF事業者を対象に、違法な偽・誤情報に対する対応の迅速化、違法な偽・誤情報の発信を繰り返す発信者への対応等の方策を中心に制度整備も含め具体化を進めることが適当としており、今後の法整備等の動きが注目されます。